

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、A市所在のB会社において勤務していたところ、昭和〇年〇月〇日、港湾での荷揚げ作業中に受傷した（以下「本件災害」という。）。

被災者はC病院等に受診し、「外傷性頸部症候群、胸部挫傷、胸椎椎間板ヘルニア」等と診断され、療養を続け、昭和〇年〇月からは傷病補償年金を受給していた。

その後、被災者は、平成〇年〇月〇日、死亡した。死亡診断書には被災者の直接死因は「肺炎」と記載されている。

請求人は、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして監督署長に遺族補償給付及び葬祭料の請求をしたところ、監督署長は、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、被災者の死亡が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人らは、被災者は本件災害後の長期の療養に伴い、低栄養に加え体力・免疫力が低下した結果、肺炎に罹患して死亡したことから被災者の死亡は業務上の事由によるものであると主張しているため、以下検討する。

(2) D医師作成の死亡診断書によれば、被災者の直接死因は肺炎であり、その原因は不詳と記載されている。当審査会としても、被災者の病状及び医証からみて、被災者の直接死因は肺炎であると判断する。

(3) 被災者の肺炎による死亡と本件災害による傷病との因果関係について、D医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、「肺炎と労災傷病との直接的因果関係はなく、間接的な関係で弱い関係と考える。」と述べている。また、E医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、「外傷性頸部症候群と低栄養については、一般的に因果関係を認めず、本件傷病と肺炎による死亡との因果関係は認め難いと考えられる。」と述べている。さらに、F医師は、平成〇年〇月〇日付け鑑定書において、「下肢筋力低下に業務中の受傷が関わっていたものの、脳梗塞、認知症により長期臥床状態となり、肺炎を発症し死亡されたもので、業務中の受傷とは相当因果関係は認められない。」と述べている。

一般に、高齢者は、加齢に伴う免疫機能の低下により肺炎に罹患しやすいことが知られている。被災者は死亡時81歳と高齢であり、当審査会としては、被災者の肺炎は本件災害によってもたらされた傷病の有無に関係なく発症し得ると判断する。また、一般に長期の療養に伴う低栄養及び体力・免疫力の低下は肺炎の発症・死亡リスクを高めると認められるが、F医師が述べるように、それ

らには被災者のり患した脳梗塞、認知症等も大きく関与していると考えられ、本件災害後の長期療養が優位に関与したとする根拠は認められないと判断する。

したがって、上記医証等に鑑みて、被災者の死亡と本件災害による傷病との相当因果関係は認め難いと判断する。

(4) なお、請求人らは、被災者がせき髄損傷者であったと主張しているが、それを裏付ける医学的根拠を示しておらず、請求人らの主張は採用できない。

3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。